

令和5年度

保育士修学資金貸付制度 のご案内



※養成施設を
ととして申請します。
※養成施設の締切を
必ず確認して下さい。

あなたを応援する3つのポイント

POINT 1 貸付額最大 160万円

POINT 2 無利子で貸付

POINT 3 保育業務に5年間従事で全額返還免除

お問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

TEL.029-350-8366 詳しくはホームページで確認を!

保育士修学資金貸付制度

【貸付対象】

保育士養成施設に在学し、卒業後に保育士登録を行い、茨城県内の保育所等に就労する意思のある方で、家庭の経済状況等から修学資金の貸付けを必要とする次のいずれかに該当する方。

- (1) 茨城県内に住民登録している
- (2) 茨城県内の養成施設に在学する
- (3) 養成施設の学生となった年度の前年度に茨城県内に住民登録をしていて、養成施設で修学するために茨城県外に転居した

【貸付額等】 (無利子)

修学資金 月額	5万円以内(原則2年間)
入学準備金	20万円以内 ※入学金のうち実際に納めた自己負担額
就職準備金	20万円以内 ※その他、生活費加算制度があります。



貸付の流れ

1
申請

2
審査

3
貸付金
振込
(原則年4回)

4
保育士
資格登録
及び就職

5
返還
免除

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等で保育業務に5年間従事した場合は、貸付を受けた修学資金の返還が免除となります。ただし、返還免除の要件を満たさなくなった場合等は、返還となります。



申し込み

希望者は2023年4月28日(金)までに4号館1階のキャンパスライフ支援課でお申し込みください。

【問い合わせ先】

東京成徳大学/東京成徳短期大学
4号館1階 キャンパスライフ支援課
月曜~金曜 8:45~17:00(土曜は14:00まで)
TEL 03-3908-4569

返還免除対象となる保育所等従事先施設の例

保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・乳児院・母子生活支援施設・児童厚生施設
児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童家庭支援センターなど